

# 中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用取扱要綱

令和7年3月21日中環政第2402号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの仕様)

第2条 ロゴマークの形状及び色は、別図に定めるとおりとする。

2 ロゴマークは、別図（1）により表示するものとする。ただし、単色等で表示する場合は、別図（2）又は別図（3）により表示するものとする。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、市に帰属する。

(使用の目的及び範囲)

第4条 ロゴマークは、中津市のゼロカーボンシティの実現に向けた取組の促進及び普及啓発のために使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは使用することができない。

(1) 地球温暖化対策の正しい理解を妨げるおそれのあることに使用するとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 営利目的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) 市の品位を傷つけると認められるとき。

(7) 第三者に賃貸し、販売し、又は譲渡する目的で使用するとき。

(8) その他使用について不適當であると認められるとき。

(使用の承認)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、その使用についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに

該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市又は市教育委員会が使用するとき。
- (2) 中津市ゼロカーボン推進パートナー制度実施要綱（令和7年4月1日施行）第1条に規定する中津市ゼロカーボン推進パートナーが使用するとき。
- (3) 市内の教育機関、保育機関が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

2 前項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けようとする者は、使用を開始する日の10日前までに、中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請の内容が適当と認めたときは、当該使用を承認するものとする。この場合において、市長は使用の承認に条件を付することができるものとする。

4 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認した時は、中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときは、中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める仕様に沿って正しく使用すること。
- (2) 使用の承認を受けた内容により使用し、承認を受けた内容以外には使用しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと。
- (4) 使用の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、この要綱の規定に基づき使用すること。

（使用物品等の提出）

第7条 使用者は、ロゴマークを使用する物品及び作品等（以下「使用物品等」という。）を作成したときは、遅滞なく当該使用物品等を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難と認められるときは、写真その他当該

使用物品等の使用状況が確認できる物の提出をもって、これに変わることができ  
る。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、  
中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用内容変更承認申請書(様  
式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請の内容が適当と認めたときは、中津市ゼロ  
カーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用内容変更承認通知書(様式第5号)  
により、内容の変更を承認しないときは、中津市ゼロカーボン推進パートナー制  
度ロゴマーク使用内容変更不承認通知書(様式第6号)により通知するものとす  
る。

(中止の届出)

第11条 使用者は、承認を受けた事項の使用を中止するとき又は中止したときは、  
中津市ゼロカーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用中止届(様式第7号)を  
市長に提出しなければならない。

(使用の承認の取消し)

第12条 市長は、使用者がこの要綱に違反してロゴマークを使用していると認める  
ときは、当該使用に係る承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その旨を中津市ゼロ  
カーボン推進パートナー制度ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第8号)によ  
り通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の規定による通知を受  
理した日から、ロゴマーク及び使用物品等を使用することができない。

4 市長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責  
任を一切負わない。

(使用者の責任)

第13条 使用者がロゴマークの使用により、市に損害を与えた場合、市はその賠償

を請求することができる。

- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合は、使用者は、その旨を速やかに市に報告するとともに、自己の責任及び負担において誠意をもって対応するものとする。この場合において、市は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (令和6年中環政第2402号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別図

(1)



(2)



(3)

